## 意見書(案)の各項目について

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

「実質的に同水準を確保する」とされているが、一方で、社会保障関係 経費が毎年度増加することが見込まれている。同水準の確保では、増加す る社会保障関係経費分を他の経費の削減分で充てることとなる。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了するこ

償却資産に係る固定資産税額は、全国で約1兆7,556億円(令和元年度決算額)である。経済界は、従来、償却資産に対する課税の廃止を求めており、延長が繰り返されると、制度の廃止につながりかねない。

設備投資など経済対策として講じる措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものであり、地方税、ましてや市町村の極めて重要な基幹税である固定資産税の軽減をもって充てるべきものではない。

3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

土地に係る固定資産税は、3年に1度、確実に、評価替えと負担調整措置を行うことを前提として成り立つ市町村の極めて重要な基幹税である(令和元年度決算額は全国で約3兆4,853億円)。

特別な措置により、地価の上昇により固定資産税が増額した者のみが、本来納めるべき税額より少ない税額を納めることとなる。このような特例は公平性の観点からも極めて問題があり、その繰り返しは固定資産税に対する住民の信頼を失うことになりかねない。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

この措置は、消費税率引上げに伴い、税率引上げ前後の車の需要の平準 化を図るために設けられた。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により延長され、令和3年度税制改正により、再延長された。

地方の減収額が全額国費により補塡される特例措置とはいえ、臨時的軽減が繰り返されることは特例が恒久化し、更には両税の縮小や廃止につながりかねない。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

2050年温室効果ガス排出実質ゼロを達成するため、地方自治体に期待される役割は一層高まり、責任も重くなる。国からの補助金・交付金などにとどまらず、地方自治体が地域の実情に応じ、裁量をもって必要な対策を柔軟に進めることができる一般財源が不可欠となる。

炭素に係る税として、炭素税(仮称)を創設する場合、または既存の地球 温暖化対策のための税(国税)の拡充をする場合には、地方税または地方譲 与税として地方に税源配分を求めるものである。